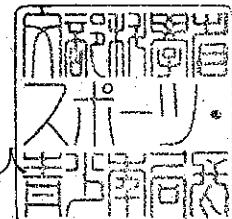


平成24年3月21日

各 都 道 府 県 知 事
 各都道府県・指定都市教育委員会教育長
 附属学校を置く各国立大学法人の長
 附属病院を置く各公私立大学の長 殿
 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
 構造改革特別区域法第12条第1項
 の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保 公人



(印影印刷)

津波防災地域づくりに関する法律等の施行に係る留意点について（通知）

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）及び関連の政省令等については、別紙写しのとおり、平成24年3月9日付で、国土交通省担当局から各都道府県知事に対して通知されたところです。

そのうち、学校における留意点について、下記のとおりまとめましたので、十分御留意いただくようお願いします。

また、各都道府県知事におかれては所轄の学校法人等に対し、各都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村教育委員会に対し、附属学校を置く各国立大学法人の長におかれては管下の学校に対し、附属病院を置く各公私立大学の長におかれては附属病院に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては管下の高等専門学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対し、このことについて御周知いただくようお願いします。

記

1. 市町村地域防災計画における避難促進施設の指定について（法第54条関係）

都道府県知事により津波災害警戒区域として指定された区域の市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、学校（※1）、医療施設等の防災上の配慮を要する者が利用する施設であって当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という。）の名称及び所在地を定めることとされていること。

2. 避難促進施設における避難確保計画の作成等について（法第71条関係）

（1）避難確保計画の作成

避難促進施設の所有者又は管理者（※2）は、避難訓練等に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならないこと。避難確保計画に定めるべき事項は、以下のとおりであること。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

なお、学校保健安全法に基づく学校安全計画や危険等発生時対処要領をはじめ、他の法令に基づき防災上の計画を作成することとされている場合、内容が重複する部分については、当該計画の該当部分を添付するなどにより、当該計画の記載事項を避難確保計画の記載事項として流用することも可能のこと。

（2）避難訓練の実施

避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならないこと。

※1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）を指す。

※2 学校については、設置者である教育委員会や学校法人等を指す。

※3 専修学校（専門課程及び一般課程）・各種学校についても、法及び本事務連絡の趣旨を参考に配慮されることが望ましい。

【本件照会先】

通知全体に関すること

スポーツ・青少年局学校健康教育課

TEL：03-5253-4111（内線2695）

FAX：03-6734-3794

高等専門学校に関すること

高等教育局専門教育課

TEL：03-5253-4111（内線2501）

FAX：03-6734-3389

大学附属病院に関すること

高等教育局医学教育課

TEL：03-5253-4111（内線2509）

FAX：03-6734-3390

専修学校・各種学校に関すること

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03-5253-4111（内線2939）

FAX：03-6734-3715